



平成21年5月13日

各位

上場会社名 株式会社ヤマザワ  
代表者 代表取締役社長 板垣 宮雄  
(コード番号 9993)  
問合せ責任者 取締役管理本部長 森美博  
(電話番号 023-631-2211)

## 取締役の株式報酬型ストックオプション制度に関するお知らせ

株式会社ヤマザワでは、本日開催の取締役会において、取締役に対して株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を導入することを決議し、平成21年6月23日開催予定の第47期定時株主総会に付議することにいたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 目的

企業の持続的な発展、すなわち株価をより意識した経営を推進する目的で役員の退職慰労金制度を廃止するとともに、株式報酬型ストックオプション制度を導入することといたしました。

#### 2. 内容

##### (1) 株式報酬型ストックオプション制度の導入

取締役報酬の総額として従来から3億円以内としております。これとは別枠にて取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等について年額3,000万円を上限として設ける予定でございます。

##### (2) 株式報酬型ストックオプションの導入

###### 新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び総数

新株予約権の個数は2,500個を1年間の上限とする。目的となる株式の種類及び数は当社の普通株式25,000株を1年間の上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」)は10株とします。なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等を行うことにより付与株式数に変更することが発生した場合、当社は必要と認められる調整を行うことがあります。

#### 新株予約権の払込価額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等により算定した公正価格に基づいた価格を払い込み金額とします。新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権を相殺するものとします。

#### 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式を乗じた金額とします。

#### 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日から30年以内で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

#### 権利行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。その他の権利行使の条件については当社取締役会において決定するものとします。

#### その他の新株予約権の内容等

上記の詳細並びにその他の新株予約権の内容につきましては、当社取締役会に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書において定めるものとします。

以上